

条 例

議会の議決を経た「千曲市議会委員会条例の一部を改正する条例」をここに
公布する。

令和7年3月21日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第17号

千曲市議会委員会条例の一部を改正する条例

千曲市議会委員会条例(平成 15 年千曲市条例第 211 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

社会文教委員会 7 人

- (1) 市民環境部の所管に属する事項
- (2) 健康福祉部の所管に属する事項
- (3) 次世代支援部の所管に属する事項
- (4) 福祉事務所の所管に属する事項
- (5) 教育委員会の所管に属する事項

経済建設委員会 6 人

- (1) 経済部の所管に属する事項
- (2) 建設部の所管に属する事項
- (3) 農業委員会の所管に属する事項

」を

「

社会文教委員会 7 人

- (1) 市民環境部の所管に属する事項
- (2) 健康福祉部の所管に属する事項
- (3) 福祉事務所の所管に属する事項
- (4) 教育委員会の所管に属する事項

経済建設委員会 6 人

- (1) 経済部の所管に属する事項
- (2) 文化観光スポーツ部の所管に属する事項
- (3) 建設部の所管に属する事項
- (4) 農業委員会の所管に属する事項

」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。